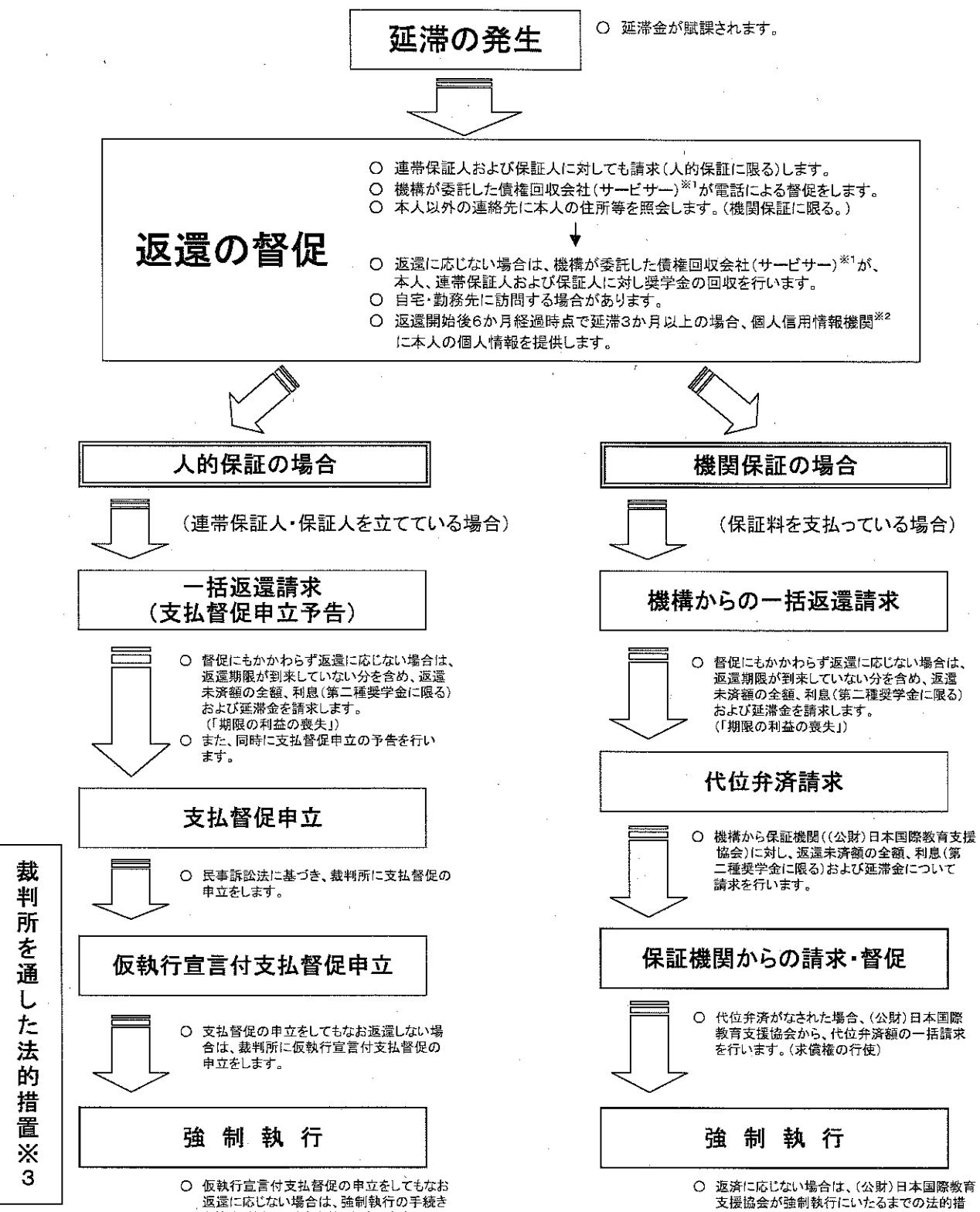


返還延滞による督促及び法的措置の流れ



裁判所を通した法的措置※3

※1 債権回収会社とは、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促申立以降に生じた費用は、本人の負担になります。